

令和7年度国保ヘルスアップ支援事業（AIを活用した生活習慣病重症化予防事業）業務委託に係る企画提案募集要領

鹿児島県が実施する「令和7年度国保ヘルスアップ支援事業（AIを活用した生活習慣病重症化予防事業）」業務委託に係る委託事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 業務の目的

本県の生活習慣病関連における死亡率は、全国と比較して高い状況にあり、さらに特定健診受診者のうち、高血圧症や糖尿病等の治療のため薬剤を服用している者の割合は、全国平均より高い傾向にある。

各市町村においては、データヘルス計画の中で、各市町村の健康課題を明らかにし、PDCAに基づき保健事業を実施している。「データヘルス計画策定の手引き」では、データヘルス計画の標準化の推進には、県の役割として、保険者毎の健康課題の解決と業務負担の軽減に向けた支援が示されている。

令和6年度医療費適正化促進事業の分析結果より、県が取り組むべき重点5疾病（※）が明らかになった。これら5疾病の中から特に地域の健康課題となっている疾病について、健診データ・レセプトデータ等からAIを用いて、重症化する可能性の高い対象者を明らかにし、市町村における保健指導等に活用することで、被保険者の健康の保持増進を目指す。

※5疾病：腎不全、糖尿病、骨折、脳梗塞、虚血性心疾患

2 委託業務の概要

別添「仕様書」参照

3 委託方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とする。

4 応募資格

次の各号の全ての基準を満たす者のみ企画提案に参加することができる。ただし、鹿児島県知事が不相当と認めた者は除く。

- (1) 日本国内に本社（本店）を置いている法人である者
- (2) プライバシーマーク又はISO/IEC 27001若しくはJIS Q 27001を取得している者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
- (4) 暴力団でない者
- (5) その役員等が、次のいずれにも該当しない者
 - ① 暴力団員等

- ② 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的を又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- ③ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ④ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していない者
- (8) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (9) 都道府県税を滞納していない者
- (10) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行 取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者

5 委託契約金額の上限

30,700,000円（上限額。消費税含む。）

※ 事業実施に必要なデータの收受に係る費用など、履行までに要するすべての費用を含む。

6 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 参加申込書提出期限 | 令和 7 年 6 月 3 日(火)17:00(必着) |
| (2) 質問提出期限 | 令和 7 年 6 月 13 日(金)17:00(必着) |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和 7 年 6 月 24 日(火)17:00(必着) |
| (4) 企画提案会 | 令和 7 年 6 月 27 日(金) |

※ 1者につき、対面又はオンラインのいずれかによる企画提案とし、開催時間等の詳細は、別途、応募者に通知する。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (5) 契約候補者の決定 | 令和 7 年 6 月下旬～令和 7 年 7 月上旬 |
| (6) この企画提案に係る事前説明会は実施しない。 | |

7 応募方法

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式 1）

企画提案への応募について、別添「参加申込書」（様式 1）を提出すること。
送信後に必ず電話で到達確認を行うこと。

なお、「参加申込書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別添「辞退届」(様式4)を上記6(3)の期限までに提出すること。

② 企画提案書(様式3)

別添「企画提案書」(様式3)に、次の内容を掲載した企画書(様式任意)を添付して提出すること。

ア 企画説明

本業務の目的や仕様書の内容を考慮した上で、提案理由や期待される効果などを具体的に明記するほか、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。

イ 実施体制

ウ 全体スケジュール(当該事業全体にかかるスケジュール)

エ 会社等概要書(現在の事業内容)

③ 参考見積書(任意様式)

別添仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。

※ 正式な見積については、審査の結果、最も優れた企画を提案したと認められる者に改めて依頼する。

④ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿(様式5)

鹿児島県警察本部に照会するため使用する。但し、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は、役員名簿の提出は不要。

⑤ 登記簿謄本又はその写し(発行日から3か月以内のもの)

⑥ 4(2)記載の取得状況が分かる書類(登録証の写し等)

⑦ 納税証明書又はその写し(都道府県が発行する「都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書」、3か月以内のもの)

⑧ その他

ア これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出可。

イ 必要に応じて、追加書類の提出を求める場合がある。

ウ 企画書は、A4・長辺綴じとし、両面印刷も可とする。

エ 提出するすべての書類は2穴パンチをあげ、カバーは付けないこと。

(2) 提案の条件

① 企画書の提案は、1者につき1案に限る。

② 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

③ 採用された企画書の使用権は委託者に帰属する。

④ 契約候補者の決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正または変更する場合がある。

⑤ 企画書の作成、提出及び企画提案に関する経費は、すべて企画提案者の負担とする。

(3) 提出部数

上記7(1)の②, ③及び⑧ 7部

上記7(1)の①, ④, ⑤, ⑥, ⑦ 1部

(4) 提出方法

上記 7(1)の① FAX または E-mail

上記 7(1)の②～⑧ 持参もしくは郵送

(5) 提出期限

上記 7(1)の①のうち様式 1 については、上記 6(1)までに、上記 7(1)の①のうち様式 4 及び②～⑧については、上記 6(3)までに提出すること。郵送の場合も、期限までの必着とする。

(6) 提出先

11 記載のとおり。

8 選定方法及び選定結果

(1) 審査・選考の方法

企画提案会を実施し、選定委員会の審査の結果、最も優れた企画を提案したと認められる者を契約候補者として決定する。

なお、応募が 1 者のみであった場合又は審査の結果同点となった事業者が 2 者以上あった場合は、選定委員会で協議の上、決定する。

ただし、選定委員会で審査の結果、企画提案者全員が本業務委託を遂行できないと認められる場合は、契約候補者を決定しない。

(2) 選考結果

選考結果は企画提案者全員に対して文書により通知する。

なお、審査内容及び評価結果については公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申立は認めない。

9 応募に係る質問について

質問は、別添「質問書」(様式 2)により、FAX または E-mail で受け付ける(電話による質問は受け付けない)。送信後に必ず電話で到達確認を行うこと。

質問受付期限は上記 6(2)のとおり。

質問に対する回答は、質問者に対して、E-mail にて行い、県 HP でも公表する。

10 委託契約について

委託契約については、原則として契約候補者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、協議の上、契約する場合がある。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて委託者との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、上記 5 に定める額を上限とする。

(3) 業務の再委託

事業実施に当たり必要な部分をほかに委託する際は、あらかじめ県の承認を得る必要がある。

ただし、委託金額の2分の1以上の再委託をすること及び委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。

(4) 契約保証金

免除する。

(5) 業務委託契約書

業務委託契約書は、別添「業務委託契約書（参考例）」、「別記 個人情報特記事項（参考例）」及び「別記 情報セキュリティ対策特記事項（参考例）」を元に、委託者と契約候補者で協議の上、作成する。なお、同契約書（参考例）記載の「前金払」及び「一部完了部分の引渡し」の規定については削除するものとする。

11 応募・連絡先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部国民健康保険課 担当：永田

電話：099-286-2679 FAX：099-286-5552

メールアドレス：ko-sidou@pref.kagoshima.lg.jp